明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三七）　二
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務三一一）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件（外務二九八）　四
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九九）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三〇〇）
○ハトロン州ジョミ県における上水道改善計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三〇一）　四
○アルメニア共和国におけるナゴルノ・カラバフからの避難民及びホストコミュニティのための基礎インフラ・社会統合支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同三〇二）
○キルギス共和国における社会的弱者に対する食料支援を通じた自立支援計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三〇三）
○肥料を登録した件（農林水産一七九九）　五
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第十三条の規定に基づき登録実施機関の登録事項を変更した件（農林水産・経済産業・国土交通三）
○信号符字を点附した件（国土交通一二〇五）　六
○信号符字を取り消した件（同一二〇六）
○船舶国籍証書を無効とした件（同一二〇七）　七
○水先人に免許を与えた件（同一二〇八）
○道路に関する件（中部地方整備局八〇）　八
○道路に関する件（北海道開発局六七～七一）
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
最高裁判所　八
〔褒　賞〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）　九
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、国営篠津運河下流土地改良事業（農業用用排水）計画、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一〇
会社その他　三〇

省　令

○厚生労働省令第百三十七号

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の五、第十四条の十一の二及び第十四条の十三の規定に基づき、社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録の申請） **第十二条**　法第十四条の五の厚生労働省令で定める事項は、法第十四条の二第一項の規定による登録を受けようとする者が法第五条各号及び法第十四条の七各号に該当しない旨及び当該者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）その他参考となるべき事項とする。 ２～５　（略） （変更の登録の申請） **第十二条の二**　法第十四条の四の規定により変更の登録を申請する者は、変更の内容、変更の生じた年月日及び当該者の個人番号を記載した変更登録申請書をその者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。 （連合会による変更の登録） **第十二条の二の二**　連合会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により社会保険労務士に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けること又は番号利用法第二十二条第一項の規定により利用特定個人情報（同法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより社会保険労務士名簿における当該社会保険労務士に係る登録事項の内容に変更があつたと認めるときは、当該登録事項を変更することができる。 ２　前項の規定により連合会が社会保険労務士名簿における社会保険労務士に係る登録事項を変更した場合には、当該変更について、当該社会保険労務士が法第十四条の四の変更の登録の申請を行つたものとみなす。 （登録の抹消の申請等） **第十二条の四**　法第十四条の十第一項第一号の登録の抹消を申請する者は、当該者の個人番号を記載した登録抹消申請書をその者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。 ２　法第十四条の十第二項の規定により社会保険労務士が同条第一項第二号又は第四号に該当することとなつた旨を届け出ようとする者は、その届出書を、当該社会保険労務士が同条第一項第二号又は第四号に該当することとなつた際に所属していた社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。ただし、同号に該当することとなつた旨を当該社会保険労務士が届け出る場合には、当該届出書に当該社会保険労務士の個人番号を記載しなければならない。 （連合会による登録の抹消） **第十二条の四の二**　連合会が、住民基本台帳法第三十条の九の規定により社会保険労務士に係る機構保存本人確認情報の提供を受けること又は番号利用法第二十二条第一項の規定により利用特定個人情報の提供を受けることにより法第十四条の十第一項第二号に規定する事由に該当すると認め社会保険労務士の登録を抹消した場合には、当該事由について、当該社会保険労務士の法定代理人又はその相続人が同条第二項の届出を行つたものとみなす。	（登録の申請） **第十二条**　法第十四条の五の厚生労働省令で定める事項は、法第十四条の二第一項の規定による登録を受けようとする者が法第五条各号及び法第十四条の七各号に該当しない旨その他参考となるべき事項とする。 ２～５　（略） （変更の登録の申請） **第十二条の二**　法第十四条の四の規定により変更の登録を申請する者は、変更の内容及び変更の生じた年月日を記載した変更登録申請書をその者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。 （新設） （登録の抹消に関する届出） （新設） **第十二条の四**　法第十四条の十第二項の規定により社会保険労務士が同条第一項第二号又は第四号に該当することとなつた旨を届け出ようとする者は、その届出書を、当該社会保険労務士が同条第一項第二号又は第四号に該当することとなつた際に所属していた社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。 （新設）

（紛争解決手続代理業務の付記の申請）

第十二条の五　法第十四条の十一の二の厚生労働省令で定める事項は、同条の付記を受けようとする者の個人番号及び第十一条第一項に規定する登録番号とする。

２～５　（略）

（社会保険労務士証票返還等の手続）

第十二条の八　（略）

２　法第十四条の十二第二項の規定により社会保険労務士証票等の再交付を申請する者及び社会保険労務士証票等を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する者は、当該者の個人番号を記載した再交付申請書を、その者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。この場合において、社会保険労務士証票等を損壊したため当該申請書を提出するときは、当該損壊した社会保険労務士証票等を添付しなければならない。

（紛争解決手続代理業務の付記の申請）

第十二条の五　法第十四条の十一の二の厚生労働省令で定める事項は、第十一条第一項に規定する登録番号とする。

２～５　（略）

（社会保険労務士証票返還等の手続）

第十二条の八　（略）

２　法第十四条の十二第二項の規定により社会保険労務士証票等の再交付を申請する者及び社会保険労務士証票等を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する者は、再交付申請書を、その者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。この場合において、社会保険労務士証票等を損壊したため当該申請書を提出するときは、当該損壊した社会保険労務士証票等を添付しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年十一月二十九日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にされた社会保険労務士の登録の申請、変更の登録の申請、登録の抹消の申請、登録の抹消に関する届出、紛争解決手続代理業務の付記の申請及び社会保険労務士証票等の再交付の申請については、なお従前の例による。